

別表第1（第3条関係）

旅行命令権者及び旅行命令又は旅行依頼を受ける者の範囲及び区分

旅行命令権者	権限の受任者	範囲	
		旅行命令	旅行依頼
東京学芸大学長		役員及び権限の受任者（各附属学校長を除く。）	当該部局の業務に係る役職員以外への旅行依頼
	総合教育科学系長	総合教育科学系に所属する職員	
	人文社会科学系長	人文社会科学系に所属する職員	
	自然科学系長	自然科学系に所属する職員	
	芸術・スポーツ科学系長	芸術・スポーツ科学に所属する職員	
	教職大学院長	教職大学院に所属する職員	
	事務局長	事務局に所属する職員	
	経営企画室長	経営企画室に所属する職員	
	監査室長	監査室に所属する職員	
	附属図書館長	附属図書館に所属する職員	
	各機構長	各機構に所属する職員	
	各施設長		
	附属学校を所掌する副学長	附属学校運営部長，附属学校運営参事，各附属学校長	
各附属学校長	各附属学校に所属する職員		

別表第2（第18条，第19条，第20条，第22条関係）

内国旅行の日当，宿泊料及び食卓料

区 分	日 当 (1日につき)	宿 泊 料 (1夜につき)	食 卓 料 (1夜につき)
役職員及び役職員以外の者	2,000 円	10,000 円	2,000 円

別表第3（第21条関係）

内国旅行の移転料

区 分	鉄道 50km 未満	鉄道 50km 以上 100km 未満	鉄道 100km 以上 300km 未満	鉄道 300km 以上 500km 未満
役員の職務にある者又は 役員と同等である者	126,000 円	144,000 円	178,000 円	220,000 円
上記以外の者	107,000 円	123,000 円	152,000 円	187,000 円

区 分	鉄道 500km 以上 1,000km 未満	鉄道 1,000km 以上 1,500km 未満	鉄道 1,500km 以上 2,000km 未満	鉄道 2,000km 以上
役員の職務にある者又は 役員と同等である者	292,000 円	306,000 円	328,000 円	381,000 円
上記以外の者	248,000 円	261,000 円	279,000 円	324,000 円

備 考

1. 路程の計算については、水路及び陸路4分の1キロメートルをもって鉄道1キロメートルとみなす。
2. 上限額とする。

別表第4（第32条，第34条関係）

外国旅行の日当及び食卓料

区 分	日 当（1日につき）				食卓料 （1夜につき）
	指定都市	甲 地 方	乙 地 方	丙 地 方	
役員の職務にある者又は 役員と同等である者	8,300円	7,000円	5,600円	5,100円	7,700円
上記以外の者	7,200円	6,200円	5,000円	4,500円	6,700円

外国旅行の宿泊料(1夜につき)

区 分	指定都市	甲 地 方	乙 地 方	丙 地 方
役員の職務にある者又は役 員と同等である者	25,700円	21,500円	17,200円	15,500円
上記以外の者	22,500円	18,800円	15,100円	13,500円

備 考

1. 表中の指定都市とは，次に掲げる地域とする。

シンガポール，ロサンゼルス，ニューヨーク，サンフランシスコ，ワシントン，ジュネーブ，ロンドン，モスクワ，パリ，アブダビ，ジェッダ，クウェート，リヤド及びアビジャン

2. 表中の甲地方とは，次に掲げる地域とする。

北米地域，欧州地域，中近東地域のうち，指定都市の地域以外の地域でアゼルバイジャン，アルバニア，アルメニア，ウクライナ，ウズベキスタン，エストニア，カザフスタン，キルギス，グルジア，クロアチア，スロバキア，スロベニア，タジキスタン，チェコ，トルクメニスタン，ハンガリー，ブルガリア，ベラルーシ，ポーランド，ボスニア・ヘルツェゴビナ，マケドニア旧ユーゴスラビア共和国，モルドバ，セルビア・モンテネグロ，ラトビア，リトアニア，ルーマニア及びロシアを除いた地域

3. 表中の乙地方とは，次に掲げる地域とする。

指定都市，甲地方及び丙地方の地域以外の地域（本邦を除く。）

4. 表中の丙地方とは，次に掲げる地域とする。

アジア地域（本邦を除く。），中南米地域，アフリカ地域，南極地域のうち，指定都市地域以外の地域で，インドシナ半島（シンガポール，タイ，ミャンマー及びマレーシアを含む。），インドネシア，大韓民国，フィリピン，ボルネオ及び香港並びにそれらの周辺の島しょを除いた地域

5. 各地域は次のとおりとする。

「北米地域」 北アメリカ大陸（メキシコ以南の地域を除く。），グリーンランド，ハワイ諸島，バミューダ諸島及びグアム並びにそれらの周辺の島しょ（西インド諸島及びマリアナ諸島（グアムを除く。）を除く。）

「欧州地域」 ヨーロッパ大陸（アゼルバイジャン，アルメニア，ウクライナ，ウ

ズベキスタン，カザフスタン，キルギス，グルジア，タジキスタン，トルクメニスタン，ベラルーシ，モルドヴァ及びロシアを含み，トルコを除く。），アイスランド，アイルランド，大ブリテン，マルタ及びサイプラス並びにそれらの周辺の島しょ（アゾレス諸島，マデイラ諸島及びカナリア諸島を含む。）

「中近東地域」 アラビア半島，アフガニスタン，イスラエル，イラク，イラン，クウェイト，ジョルダン，シニア，トルコ及びレバノン並びにそれらの周辺の島しょ

「アジア地域」 本邦を除く，アジア大陸（アゼルバイジャン，アルメニア，ウクライナ，ウズベキスタン，カザフスタン，キルギス，グルジア，タジキスタン，トルクメニスタン，ベラルーシ，モルドヴァ，ロシア及び中近東地域を除く。），インドネシア，フィリピン及びボルネオ並びにそれらの周辺の島しょ

「中南米地域」 メキシコ以南の北アメリカ大陸，南アメリカ大陸，西インド諸島及びイースター並びにそれらの周辺の島しょ

「アフリカ地域」 アフリカ大陸，マダガスカル，マスカレーニュ諸島及びセイシェル諸島並びにそれらの周辺の島しょ（アゾレス諸島，マデイラ諸島及びカナリア諸島を除く。）

「南極地域」 南極大陸及び周辺の島しょ

6. 船舶及び航空機による旅行（外国を出発した日及び外国に到着した日の旅行は除く。）の場合における日当の額は，丙地方につき定額とする。

滞在費

滞在日数 3 1 日までに係る 1 日当たりの単価	滞在日数 3 2 日から 6 1 日までに 係る 1 日当たりの単価	滞在日数 6 2 日以上に係る 1 日当たりの単価
1 8, 0 0 0 円	1 6, 2 0 0 円	1 4, 4 0 0 円

別表第5（第33条関係）

外国旅行の移転料

区 分	鉄道	鉄道	鉄道	鉄道	鉄道
	100km 未満	100km 以上 500km 未満	500km 以上 1,000km 未満	1,000km 以上 1,500km 未満	1,500km 以上 2,000km 未満
役員の職務にある者 又は役員と同等である者	141,000 円	188,000 円	269,000 円	338,000 円	425,000 円
上記以外の者	116,000 円	154,000 円	220,000 円	276,000 円	348,000 円

区 分	鉄道	鉄道	鉄道	鉄道	鉄道
	2,000km 以上 5,000km 未満	5,000km 以上 10,000k 未満	10,000km 以上 15,000km 未満	15,000km 以上 20,000km 未満	20,000km 以上
役員の職務にある者 又は役員と同等である者	521,000 円	575,000 円	628,000 円	680,000 円	734,000 円
上記以外の者	428,000 円	471,000 円	514,000 円	556,000 円	601,000 円

備 考

1. 路程の計算については、水路及び陸路1キロメートルをもって鉄道1キロメートルとみなす。
2. 上限額とする。

別表第6（第27条，第36条関係）

項目	支給の対象	金額
旅行雑費	1. 旅行者の予防注射料及び感染症検査料 2. 旅券の交付手数料及び査証手数料 3. 外貨交換手数料 4. 入出国税 5. 旅客サービス施設利用料及び旅客保安サービス料 6. 航空券等の発券手数料及び配送料 7. 航空券の座席指定料 8. 有料道路利用料及び有料駐車場利用料	実費額

備 考

1. 予防注射料については，入国のための義務であるものに限る。ただし，旅行命令権者が必要と認めたものについては，この限りではない。
2. 感染症検査料については，国，用務先等が検査を義務としている場合に限る。ただし，旅行命令権者が必要と認めたものについては，この限りではない。

別表第7（第37条関係）

死亡手当

区 分	死 亡 手 当
役員の職務にある者又は役員と同等である者	640,000 円
上記以外の者	580,000 円